

倉吉市専門的・技術的分野における外国人材雇用企業給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市が補助金等として交付する倉吉市専門的・技術的分野における外国人材雇用企業給付金（以下「給付金」という。）について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第1条第3項の規定に基づき、規則の他の規定にかかわらず、その支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 専門的・技術的分野における外国人材（以下「外国人材」という） 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に規定する在留資格のうち、次のアからエまでに掲げるいずれかの在留資格を取得した者であつて、市内に住所を有するもの。ただし、企業内転勤を除く。

ア 技術・人文知識・国際業務

イ 介護

ウ 技能

エ 特定技能

(2) 市内企業 市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者（特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業者及び法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業者を除く。）

(支給の目的)

第3条 給付金の支給は、新たに外国人材を雇用する市内企業を支援することを目的として行う。

(支給対象者)

第4条 市は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす市内企業（以下「支給対象者」という。）に給付金を支給する。

(1) 令和7年4月1日以降に外国人材を雇用したこと。

(2) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、規則第6条の2各号に掲げる者には、給付金を支給しない。

(給付金の金額)

第5条 給付金の金額は、外国人材1人につき5万円とする。

(申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、倉吉市専門的・技術的分野における外国人材雇用企業給付金支給申請書（兼請求書）（別記様式。以下「申請書」という。）に所定の事項を記載し、これに次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、その申請を行うものとする。

(1) 外国人材の在留カードの写し

(2) 外国人材との雇用契約を証明する書類

(3) 振込口座の分かる通帳等の写し[振込先金融機関名、口座番号及び口座名義人のわかる通帳等の写し]

2 前項の規定によるもののほか、市長は、支給対象者の資格を確認するため、申請者に必要な書類の提示又はその写し等の提出を求めることができる。

(申請の期間)

第7条 給付金の支給の申請（以下「支給申請」という。）の期間は、外国人材を雇用した日が属する年度の3月31日までとする。

(支給の決定等)

第8条 市長は、支給申請があった場合は、その内容を確認し、適正であると認めるときは、速やかに給付金の支給を決定し、当該支給申請に係る申請者に通知をし、及び給付金を支給する。ただし、市長は、支給申請の内容のとおり遅滞なく指定された口座への振込みにより支給がなされる場合その他特にその必要がないと認める場合は、通知をしないことができる。

(給付金の支給)

第9条 給付金の支給は、申請者から通知された振込口座に振り込む方法により行うものとする。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、給付金の支給対象者の要件に該当しない者又は偽りその他不正の手段により給付金を受給した者（以下「不正受給者等」という。）があった場合は、当該不正受給者等が受給した給付金について、その返還を求めるものとする。

(受給の権利の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支給対象者は、給付金の受給の権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 規則又はこの要綱に定めるもののほか給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月 日から施行し、同年4月1日以降の外国人材の雇用に対して適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、前項の日が属する年度の翌年度の当初において給付金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた給付金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。